

議案第116号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、つくば市立茎崎児童センター、つくば市立東児童館及びつくば市立大曾根児童館（以下「土日開館児童館」という。）については、第2号に掲げる日を除く。

第5条第6項中「利用する者」を「利用する児童又はその保護者」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

児童館の開館時間は、次に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 土日開館児童館以外の児童館 次に掲げる曜日の区分に応じ、ア又はイに定める時間

ア 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後6時まで

イ 土曜日 午前8時30分から正午まで

(2) 土日開館児童館 次に掲げる曜日の区分に応じ、ア又はイに定める時間

ア 日曜日及び土曜日 午前9時から午後5時まで

イ 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後6時まで

第6条第6項中「利用する者」を「利用する児童又はその保護者」に改める。

第7条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「者」を「児童」に改め、同条第1号中「就学している者」を「在籍している児童」に改める。

第8条の見出し中「利用許可」を「利用の許可」に改め、同条第1項中「者は」を「児童の保護者は、規則で定めるところにより」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「者」を「児童又はその保護者」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第9条の見出し中「利用許可」を「利用の許可」に改め、同条中「を受けた者」を「に係る児童」に、「放課後児童」を「利用児童」に改め、「保護者」の次に「（以下「利用保護者」という。）」を加え、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

(4) 前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

第9条第5号中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第4条に規定する事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

第10条第2項第1号中「放課後児童」を「利用児童」に改める。

第11条第1項中「第3条各号に掲げる」を「第3条に規定する」に改める。

第12条中「施設若しくは設備」を「児童館の施設若しくはその附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第13条の見出し中「利用許可」を「利用の許可」に改め、同条第3号中「の規定又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき」を「に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 当該許可に付した条件に違反したとき。

第14条の見出しを「(放課後児童室の使用料)」に改め、同条第1項中「放課後児童の保護者」を「利用保護者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用児童の放課後児童室を利用できる日数(利用児童が第8条第1項の許可を受けた期間のうち、放課後児童室が開室された日数をいう。)が1月に12日未満である場合は、利用保護者から使用料を徴収しないものとする。

第15条の見出し中「使用料」を「放課後児童室の使用料」に改め、同条第1項中「放課後児童」を「利用児童」に改める。

第16条の見出し中「使用料」を「放課後児童室の使用料」に改め、同条中「放課後児童又はその保護者が」を削り、「当該保護者」を「利用保護者」に改め、同条第1号中「放課後児童の保護者」を「利用保護者」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第2号中「放課後児童の保護者」を「利用保護者」に、「市民税」を「市町村民税(特別区民税を含む。)」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同条第3号とする。

第17条の見出し中「使用料」を「放課後児童室の使用料」に改め、同条中「市長が特別の理由があると認める」を「規則で定める」に改める。

第18条第1項中「放課後児童の保護者」を「利用保護者」に改める。

第19条中「免除」を「減免」に、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「納付すべき使用料」とあるのは「支払うべき利用料金」を「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「納付すべき」とあるのは「支払うべき」に改める。

第20条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「還付」とあるのは「返還」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「還付」とあるのは「返還」と、「納

付された」とあるのは「支払われた」」に改める。

第21条中「施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（遵守事項）

第21条の2 児童館を利用する者又は利用児童若しくは利用保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童館又は放課後児童室の管理及び第3条又は第4条に規定する事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。
- (2) その他市長の指示に従うこと。

第22条中「により」の次に「児童館又は放課後児童室の」を加える。

第23条第2項第1号中「第3条各号」を「第3条」に改め、同項第9号中「免除する」を「減免する」に改め、同項第11号中「施設」を「施設等」に改める。

別表第1つくば市立小田児童館の項中「小田2410番地」を「小田3107番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項にただし書を加える改正規定、第6条第1項の改正規定、第14条に1項を加える改正規定及び別表第1の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

つくば市立茎崎児童センター、つくば市立東児童館及びつくば市立大曾根児童館が土日開館することに伴い、開館時間等について定めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第4条 (略) (休館日等) 第5条 児童館の休館日は、次のとおりとする。 <u>ただし、つくば市立茎崎児童センター、つくば市立東児童館及びつくば市立大曾根児童館（以下「土日開館児童館」という。）については、第2号に掲げる日を除く。</u> (1)—(3) (略) 2—5 (略) 6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する児童又はその保護者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う休室日の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、第4項に規定する休室日につくば市立大曾根児童館放課後児童室を開室することができる。 (開館時間等) 第6条 <u>児童館の開館時間は、次に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>土日開館児童館以外の児童館</u> 次に掲げる曜日の区分に応じ、ア又はイに定める時間 ア <u>月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後6時まで</u> イ <u>土曜日 午前8時30分から正午まで</u> (2) <u>土日開館児童館</u> 次に掲げる曜日の区分に応じ、ア又はイに定める時間 ア <u>日曜日及び土曜日 午前9時から午後5時まで</u>	第1条—第4条 (略) (休館日等) 第5条 児童館の休館日は、次のとおりとする。 (1)—(3) (略) 2—5 (略) 6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する者 の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う休室日の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、第4項に規定する休室日につくば市立大曾根児童館放課後児童室を開室することができる。 (開館時間等) 第6条 <u>児童館の開館時間は、次のとおりとする。</u> (1) <u>月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後6時まで</u> (2) <u>土曜日 午前8時30分から正午まで</u>

イ 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後6時まで

2—5 (略)

6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する児童又はその保護者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う開室時間の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、つくば市立大曾根児童館放課後児童室の開室時間を延長することができる。

(放課後児童室を利用することができる児童)

第7条 放課後児童室を利用利用することができる児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 小学校等に在籍している児童であること。

(2) (略)

(放課後児童室の利用の許可)

第8条 放課後児童室を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 放課後児童室を利用しようとする児童又はその保護者が第4条に規定する事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(2) (略)

3 (略)

(放課後児童室の利用の許可の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の許可に係る児童（以下「利用児童」という。）又

2—5 (略)

6 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、つくば市立大曾根児童館放課後児童室を利用する者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項の規定により市長が行う開室時間の変更を待つ時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、つくば市立大曾根児童館放課後児童室の開室時間を延長することができる。

(放課後児童室を利用することができる者)

第7条 放課後児童室を利用利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 小学校等に就学している者であること。

(2) (略)

(放課後児童室の利用許可)

第8条 放課後児童室を利用しようとする者は

—、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 放課後児童室を利用しようとする者が感染性の疾病を有するとき。

(2) 放課後児童室を利用しようとする者が第4条に規定する事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(3) (略)

3 (略)

(放課後児童室の利用許可の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「放課後児童」という。）又

はその保護者 (以下「利用保護者」という。) が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

(4) 前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(5) 第4条に規定する事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(6) 第14条第1項の使用料又は第18条第1項の利用料金を正当な理由なく一定の期間滞納したとき。

(利用の制限等)

第10条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放課後児童室の利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退室を命じることができる。

(1) 利用児童 の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。

(2)・(3) (略)

(児童館の全部又は一部の利用)

第11条 市長は、児童の福祉を増進するため必要があると認めるときは、第3条に規定する 事業の実施を妨げない限度において、児童館の全部又は一部を特定のものに利用させることができる。

2・3 (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 前条第2項の許可を受けたものは、当該許可を受けた目的以外に児童館の施設若しくはその附属設備 (以下「施設等」という。) を利用し、又は利用の

はその保護者 _____ が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) この条例、この条例に基づく規則又は前条第1項の許可に係る条件に違反したとき。

(4) 前条第2項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) 第14条 _____ の使用料又は第18条第1項の利用料金を正当な理由なく一定の期間滞納したとき。

(利用の制限等)

第10条 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放課後児童室の利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は退室を命じることができる。

(1) 放課後児童 の健全な育成を阻害するおそれがあるとき。

(2)・(3) (略)

(児童館の全部又は一部の利用)

第11条 市長は、児童の福祉を増進するため必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる 事業の実施を妨げない限度において、児童館の全部又は一部を特定のものに利用させることができる。

2・3 (略)

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 前条第2項の許可を受けたものは、当該許可を受けた目的以外に施設若しくは設備 を利用し、又は利用の

権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(児童館の全部又は一部の利用の許可の取消し)

第13条 市長は、第11条第2項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

(4) 当該許可に付した条件に違反したとき。

(放課後児童室の使用料)

第14条 利用保護者は、使用料を納付しなければならない。ただし、つくば市立大曾根児童館放課後児童室における利用保護者については、この限りでない。

2 利用児童の放課後児童室を利用できる日数（利用児童が第8条第1項の許可を受けた期間のうち、放課後児童室が開室された日数をいう。）が1月に12日未満である場合は、利用保護者から使用料を徴収しないものとする。

(放課後児童室の使用料の額及び納期)

第15条 使用料の額は、利用児童1人につき月額4,000円とする。ただし、同一世帯において2人以上の利用児童があるときは、2人目以降の利用児童に係る使用料の額は、当該利用児童1人につき月額2,000円とする。

2 (略)

(放課後児童室の使用料の減免)

第16条 市長は、_____次の各号のいずれかに該当するときは、利用保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 利用保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受け

権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(児童館の全部又は一部の利用許可の取消し)

第13条 市長は、第11条第2項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) この条例若しくはこれに基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(使用料)

第14条 放課後児童の保護者は、使用料を納付しなければならない。ただし、つくば市立大曾根児童館放課後児童室における放課後児童の保護者については、この限りでない。

(使用料の額及び納期)

第15条 使用料の額は、放課後児童1人につき月額4,000円とする。ただし、同一世帯において2人以上の放課後児童があるときは、2人目以降の放課後児童に係る使用料の額は、当該放課後児童1人につき月額2,000円とする。

2 (略)

(使用料の減免)

第16条 市長は、放課後児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 放課後児童の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受け

ているとき 全額

(2) 利用保護者 の放課後児童室を利用しようとする年度（4月分又は5月分の使用料にあっては、前年度）に納付すべき市町村民税（特別区民税を含む。）の所得割が非課税であるとき 全額

(3) 自然災害その他特別の事情により市長が前条第1項の使用料の全部又は一部を免除する必要があると認めるとき その都度市長が定める額
(放課後児童室の使用料の還付)

第17条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(利用料金)

第18条 つくば市立大曾根児童館放課後児童室における利用保護者 は、指定管理者に、放課後児童室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2・3 (略)

(利用料金の減免)

第19条 第16条の規定は、利用料金の減免について準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「納付すべき」とあるのは「支払うべき」と読み替えるものとする。

(利用料金の返還)

第20条 第17条の規定は、利用料金の返還について準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「還付」とあるのは「返還」と、「納付された」とあるのは「支払われた」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

ているとき。 全額

(2) 放課後児童の保護者 の放課後児童室を利用しようとする年度（4月分又は5月分の使用料にあっては、前年度）に納付すべき市民税 の所得割が非課税であるとき。 全額

(3) 放課後児童が月の中途から放課後児童室の利用を開始し、又は月の中途中でその利用を中止した場合で、当該月の利用日数が12日未満であるとき。 全額
(4) 自然災害その他特別の事情により市長が前条第1項の使用料の全部又は一部を免除する必要があると認めるとき。 その都度市長が定める額
(使用料 の還付)

第17条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(利用料金)

第18条 つくば市立大曾根児童館放課後児童室における放課後児童の保護者 は、指定管理者に、放課後児童室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2・3 (略)

(利用料金の減免)

第19条 第16条の規定は、利用料金の免除について準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「納付すべき使用料」とあるのは「支払うべき利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金の返還)

第20条 第17条の規定は、利用料金の返還について準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「還付」とあるのは「返還」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第21条 児童館の施設等を利用した者は、利用を終了したときは、当該施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第21条の2 児童館を利用する者又は利用児童若しくは利用保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 児童館又は放課後児童室の管理及び第3条又は第4条に規定する事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。

(2) その他市長の指示に従うこと。

(損害賠償の義務)

第22条 故意又は過失により児童館又は放課後児童室の施設等を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第23条 (略)

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条及び第4条に規定する事業を行うこと。

(2) (略)

(9) 第19条で準用する第16条の規定により、利用料金を減免すること。

(10) (略)

(11) 施設等及び物品の維持管理を行うこと。

(12) (略)

第24条—第26条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第2条関係)

第21条 児童館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を利用した者は、利用を終了したときは、当該施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第22条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第23条 (略)

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条各号及び第4条に規定する事業を行うこと。

(2) (略)

(9) 第19条で準用する第16条の規定により、利用料金を免除すること。

(10) (略)

(11) 施設等及び物品の維持管理を行うこと。

(12) (略)

第24条—第26条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
つくば市立小田児童館	つくば市 <u>小田3107番地</u>
(略)	(略)

別表第2 (略)

名称	位置
つくば市立小田児童館	つくば市 <u>小田2410番地</u>
(略)	(略)

別表第2 (略)

議案第 116 号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例 の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども部こども育成課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

休日の子育て世帯の居場所を確保するため、つくば市立茎崎児童センター、つくば市立東児童館及びつくば市立大曾根児童館が日曜日及び土曜日に開館するように定めるとともに、つくば市立小田児童館の移転に伴い位置を改正する。その他、所要の改正を行う。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

- ・放課後児童室対策パッケージ 2026 (こども家庭庁・文部科学省)
- ・第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項
- ・子ども・子育て支援法第 59 条第 1 項第 5 号

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

つくば市立茎崎児童センター、つくば市立東児童館及びつくば市立大曾根児童館の 3 児童館を日曜日及び土曜日に開館することで、休日の子育て世帯の居場所の創出を行うことができる。